二　当該保険持株会社及びその子会社に関する次に掲げる書類

イ　当該保険持株会社及びその子会社につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ロ　［略］

ハ　株式交換（法第九十六条の五第一項に規定する組織変更株式交換を含む。）により法第二百七十一条の二十二第一項各号に掲げる会社以外の会社を子会社とする場合には、次に掲げる書類

［(1)～(3)　略］

三　当該承認の申請に係る会社の最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況に関する事項を記載した書面

四　［略］

3　［略］

（少額短期保険子会社対象会社を子会社とすることについての承認の申請等）

第二百十一条の三十五　少額短期保険業者は、法第二百七十二条の十四第二項に規定する承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

［一～四　略］

五　当該承認に係る少額短期保険子会社対象会社を子会社とすることにより、当該少額短期保険業者又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

六　［略］

2　［略］

（業務及び財産の状況に関する説明書類に記載する事項等）

第二百十一条の三十七　法第二百七十二条の十七において準用する法第百十一条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

［一・二　略］

三　少額短期保険業者の主要な業務に関する次に掲げる事項

イ　［略］

ロ　直近の三事業年度における主要な業務の状況を示す指標等として次に掲げる事項

［(1)～(8)　略］

(9)　保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率（法第二百七十二条の二十八において準用する法第百三十条の保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準（少額短期保険業者に係る同条各号に掲げる額を用いて定めたものに限る。）に係る算式により得られる比率をいう。第二百十一条の五十九第二項において同じ。）

［(10)～(13)　略］

［ハ・ニ　略］

［四～六　略］

2　［略］

二　［同上］

イ　当該保険持株会社及びその子会社につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ロ　［同上］

ハ　株式交換（法第九十六条の五第一項に規定する組織変更株式交換を含む。）により子会社対象保険会社等を子会社とする場合には、次に掲げる書類

［(1)～(3)　同上］

三　当該承認の申請に係る会社の最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況に関する事項を記載した書面

四　［同上］

3　［同上］

（少額短期保険子会社対象会社を子会社とすることについての承認の申請等）

第二百十一条の三十五　［同上］

［一～四　同上］

五　当該承認に係る少額短期保険子会社対象会社を子会社とすることにより、当該少額短期保険業者又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数（法第百七条第一項に規定する基準議決権数をいう。）を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

六　［同上］

2　［同上］

（業務及び財産の状況に関する説明書類に記載する事項等）

第二百十一条の三十七　［同上］

［一・二　同上］

三　［同上］

イ　［同上］

ロ　［同上］

［(1)～(8)　同上］

(9)　保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率（法第二百七十二条の二十八において準用する法第百三十条の保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準（少額短期保険業者に係る同条各号に掲げる額を用いて定めたものに限る。）に係る算式により得られる比率をいう。）

［(10)～(13)　同上］

［ハ・ニ　同上］

［四～六　同上］

2　［同上］